



## スパイスアップアカデミア研修プログラム参加約款

### 第1条（プログラム及び約款）

申込者は株式会社スパイスアップ・アカデミア（以下、当社）および当社の提携企業が提供する海外研修プログラム（カンボジア、タイ、ベトナム、インド、スリランカ、フィリピンなどで開催）の内容を承諾の上、申し込むものとする。

### 第2条（契約の申込みと成立）

1. 本プログラムにおける契約の申し込みのときは、申込希望者が当約款に基づき所定のプログラム申込書（オンライン申し込みフォームの場合も含む）を作成し、当社に提出し、プログラム参加費を支払い、かつ当社がそのプログラムの申込書の提出及びプログラム参加費の入金を確認したときをいう。
2. 本プログラムにおける契約の成立のときは、当約款に基づき当社が申込希望者に対して申込みを承諾する旨を伝えたときをいう。

### 第3条（拒否事由）

当社は、申込希望者が以下に定める事由に該当するとき、その申し込みを断る場合がある。

1. 申込希望者が未成年者であって、親権者（保護者）の同意を得ていないとき。
2. 当約款に定めた期限までにプログラム参加手続きが完了する見込みがないとき。
3. 申込希望者の健康状態がプログラム参加に適さないと当社が判断したとき。
4. 海外研修先が、内乱・天災地変などの諸事情によりプログラムの実施に適さないと合理的客観的に判断されたとき。
5. 前各号に準じる、合理的客観的な事情があると当社が判断したとき。

### 第4条（プログラムの範囲）

当社は、当約款に基づき、プログラムへの参加申込手続き及びプログラム内容の提供等を行う。そのため前条に定めた場合の他、合理的客観的な事由がある場合には、申込者に対しプログラム実施の保証をするものではない。

プログラム参加費に含まれるものは、各プログラム案内（別紙、ウェブサイト）の通りである。

### 第5条（諸費用）

プログラム申込希望者は、当約款に定めるプログラム参加費を当社に支払うものとする。なお、参加費に含まれない費用として、下記のものがある。

- 1) 海外研修先までの渡航費、空港税、燃油サーチャージ他
- 2) 日本国内の空港までの交通費



- 3) 海外旅行傷害保険料
- 4) 海外研修中の食費ならびにお小遣いなどの個人的費用

#### 第6条（申込成立後の取消しと返金）

1. 申込者が申込み後に、プログラム参加手続きを取消すとき、当社は当約款に基づき返金の手続きを行う。申込者への返金の振込手数料は、申込者の負担とする。
  - (1) 申込後、海外研修プログラム参加の前日から起算して 30 日前から 15 日前までの取消手数料は 30%とする。
  - (2) プログラム参加の前日から起算して 14 日前から 6 日前までの取消キャンセル手数料は、申込者が申込んだ参加費の金額の 50%とする。
  - (3) プログラム参加の前日から起算して 5 日前から 2 日前までの取消キャンセル手数料は、申込者が申込んだ参加費の金額の 80%とする。
  - (4) プログラム参加の前日から起算して 1 日前から当日までの取消キャンセル手数料は参加費用の金額の 100%とする。
  - (4) なんら連絡なく、プログラムに不参加の場合には返金しない。
2. 申込者の事由により、海外研修プログラムにすべて参加できなかつたとしても参加費の割り引き等は適用しないものとする。

#### 第7条（各手続きが継続できない場合）

当社に対して、申込者による指定期日までの入金がない場合など、当社の責によらない事由により各種手続きができない場合は、申込者がすでに当社へ支払済みの費用等の返金は一切ないものとする。

#### 第8条（当社からの解約）

1. 以下に定める事由が申込者にあるとき、当社は催告後この約款に基づく契約を解約できるものとする。
  - (1) 指定期日までに第5条に定める諸費用の支払いが申込者からないとき。
  - (2) 申込者の所在不明、もしくは1ヶ月以上にわたり連絡不能のとき。
  - (3) 申込者が当社に届けた情報の内容に、虚偽または重大な遺漏が発覚したとき。
  - (4) 参加者が当社ならびに当社の提携企業などプログラム運営機関に迷惑を及ぼしたと客観的に判断される場合、またはプログラムの円滑な運営を妨げる恐れがあると判断したとき。なおこの場合にはプログラム参加契約期間中といえども参加契約を解除することがある。
  - (6) その他当社がやむを得ない事由を認めたとき。
2. 前項に基づき、当社が当約款に基づく契約を解約する場合、解約により発生する各取消料及び違約金などの損失は、申込者に帰属し、当社からの請求に応じて申込者はその費用を別途支払うものとする。



## 第9条（免責事項）

1. 当社は、以下に記すような当社の責によらない事由による申込者のプログラム参加不可能の際、その責任を負わないものとする。
  - (1) 申込者がパスポートあるいはビザなどの不備により、渡航先国に入国拒否をされたとき。
  - (2) 申込者がパスポートあるいはビザなどの取得に時間がかかり、予定の出発に間に合わないとき。
  - (3) 天災地変など、不可抗力による事由のとき。
2. 渡航後、申込者は本人の責任において行動するものであり、以下の場合には、申込者の受けた損害は当社はその責を負わない。
  - (1) 天災地変、戦乱、暴動、ストライキ、テロ、海外研修先企業の閉鎖・倒産・合併など、またはこれらの為に生ずるプログラム内容の変更もしくはプログラム催行の中止のとき
  - (2) 運送・宿泊機関および派遣各国における事故、もしくは火災、またはこれらの為に生ずるプログラム内容の変更ならびにプログラム催行の中止のとき
  - (3) 日本または外国の官公署の命令、外国人の出入国規制、または伝染病による隔離のとき
  - (4) 食中毒のとき
  - (5) 盜難のとき
  - (6) 運送機関の遅延・不通・事故、参加者の個人的都合、並びにこれらによって生ずるプログラム日程の変更、もしくは海外研修先国における滞在期間の短縮のとき
  - (7) 麻薬・覚醒剤・大麻等の不法所持など現地の法律に抵触した行為による逮捕・拘禁のとき
  - (8) その他前各号に準ずる合理的客観的に申込者の責と見なされる場合

## 第10条（損害負担）

前条に定めるもののほか、当社の責によらず申込者が、何らかの損害を被る場合、当社はその責任を負わないものとする。

## 第11条（その他諸注意事項）

- (1) 現地機関の個人情報などはプライバシー保護のために外部に漏らさないこと。
- (2) 研修先の休日や研修先施設の事情により、研修が中止になる場合がある。

## 第12条（所轄裁判所）

当約款に関する訴訟については、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とする。

## 第13条（約款の変更）

当約款は、事情により告知なく変更することがある。

## 第14条（当約款に定めのない事項）

当約款の内容にない事項については、双方が誠実に協議して決定するものとする。



#### 第15条 当約款の有効期間

当約款は、2020年3月1日以降に申し込まれる契約に適用され、契約の成立をもって発効することとします。なお、当約款の有効期間は、申し込み時に定められた参加プログラムが終了する日時の終了時間までとする。

株式会社スパイスアップ・アカデミア

代表取締役 森山 達央

〒110-0002

東京都台東区台東区上野桜木 2-16-3-305

mota@spiceupac.asia